

古保第852号

平成29年9月15日

管内 各歯科診療所 管理者 殿

茨城県古河保健所長

(公 印 省 略)

歯科医療機関における院内感染対策について（通知）

歯科用ハンドピース（以下「ハンドピース」という。）の滅菌処理については、「歯科医療機関における院内感染対策について」（平成26年6月4日付け医政歯発0604第2号厚生労働省医政局歯科保健課長通知）において通知されているところですが、今般、ハンドピースの滅菌処理が不十分であるなど、歯科医療機関における院内感染対策が不十分である旨の報道があったところであり、平成29年5月に公表された厚生労働科学研究による調査においても、使用済みのハンドピースを「患者毎に交換、滅菌」が52%、「感染症患者と分かった場合交換、滅菌」が17%、「状況に応じ交換、滅菌」が16%、「消毒薬の清拭」が14%であることが明らかになっており、依然としてハンドピースの滅菌処理等の院内感染対策の取組の徹底が不十分であると考えられます。

平成25年度歯科保健医療情報収集等事業でまとめられた「一般歯科診療時の院内感染対策に係る指針」において、一般歯科診療時の院内感染に関する予防策として、使用したハンドピースは患者ごとに交換し、オートクレーブ滅菌することが強く勧められることが示されています。

また、医療機器（医療用具）の添付文書等の管理については、「医療機器に係る安全管理のための体制確保に係る運用上の留意点について」（平成19年3月30日付け医政指発第0330001号・医政研発第0330018号厚生労働省医政局指導課長・研究開発振興課長連名通知）において、「医療機器の使用に当たっては、当該医療機器の製造販売業者が指定する使用方法を遵守するべきである」ことが通知されております。

標記のことについて、平成29年9月4日付け医政歯発0904第2号で厚生労働省医政局歯科保健課長からも、徹底した取組みを実施するよう周知依頼されておりますので、貴歯科診療所において、ハンドピース等を使用する際は、この通知あるいは関連する通知等に基づき、感染の防止を含む医療安全の観点から、適正な使用方法等を遵守するとともに、使用後の滅菌を徹底し、院内感染対策の取組みを改めてお願いいたします。

問合せ先

〒306-0005

茨城県古河市北町6-22

茨城県古河保健所 地域保健推進室

TEL 0280-32-3021